

○姫路市駐車施設附置条例施行規則

昭和49年3月25日

規則第9号

改正 平成4年4月10日規則第35号

平成12年12月20日規則第59号

平成29年10月5日規則第52号

(趣旨)

第1条 この規則は、姫路市駐車施設附置条例（昭和48年姫路市条例第25号。以下「条例」という。）の施行について必要な事項を定めるものとする。

(駐車施設を要しない建築物)

第2条 条例第3条ただし書に規定する非特定用途に供する建築物で規則で定めるものは、学校教育法（昭和22年法律第26号）第1条に規定する学校（大学を除く。）とする。

(特殊の装置)

第3条 条例第7条第3項に規定する特殊の装置を用いる駐車施設で、自動車を安全に駐車させ、及び出入りさせることができるものとして規則で定めるものは、駐車場法施行令（昭和32年政令第340号）第15条の規定により国土交通大臣が同令第2章第1節の規定による構造又は設備と同等以上の効力があると認めた特殊の装置を有する駐車施設及びこれらと同等以上の効力があると市長が認める特殊の装置を有する駐車施設とする。

(駐車施設の規模、構造等に関する技術的基準)

第4条 条例第7条第4項の駐車施設の規模、構造等に関する技術的基準は、駐車施設を別図に示す区域に接して設ける場合において、当該施設の自動車の出口及び入口（駐車場法施行令（昭和32年政令第340号）第7条第1項に規定する出口及び入口をいう。）を当該区域に存する道路に接して設けないこととする。

(附置の特例の承認等)

第5条 条例第8条第2項の市長の承認を受けようとする者は、建築基準法（昭和25年法律第201号）第6条第1項の確認の申請書又は第6条の2第1項の確認を受けるための書類を提出する前に隔地駐車施設設置（変更）承認申請書に別表に掲げる図面を添付して、市長に提出し、承認を受けなければならない。承認を受けた事項を変更しようとするときも、同様とする。

2 市長は、前項の隔地駐車施設設置（変更）承認申請書を受理したときは、その内容を審査の上、承認又は不承認を決定し、その旨を隔地駐車施設承認（不承認）通知書によ

り当該申請者に通知するものとする。

(駐車施設設置の届出)

第6条 条例第9条の規定による届出をしようとする者は、建築基準法第6条第1項の確認の申請書又は第6条の2第1項の確認を受けるための書類を提出する前に駐車施設設置(変更)届出書に別表に掲げる図面を添付して、正副2通を市長に提出しなければならない。届け出た事項を変更しようとするときも、同様とする。

(補則)

第7条 申請書の様式その他この規則の施行について、必要な事項は別に市長が定める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

附 則(平成4年4月10日規則第35号)

この規則は、平成4年10月1日から施行する。

附 則(平成12年12月20日規則第59号)

この規則は、平成13年1月6日から施行する。

附 則(平成29年10月5日規則第 号)

この規則は、平成30年1月1日から施行する。ただし、第4条第1項の改正規定及び第5条の改正規定は、公布の日から施行する。

別表(第5条、第6条関係)

| 図面の種類            |                    | 明示すべき事項  |
|------------------|--------------------|--|
| 駐<br>車<br>施<br>設 | 附近見取図              | 方位、道路、目標となる地物及び第5条の申請にあつては駐車施設を設けなければならない建築物との距離 |
|                  | 配置図<br>(1/200以上)   | 縮尺、方位、敷地の境界線、位置、駐車施設内外の車路及びその幅員並びに敷地が接する道路及びその幅員 |
|                  | 各階平面図<br>(1/200以上) | 縮尺、方位、間取り、規模並びに駐車施設内外の車路及びその幅員                   |
|                  | 断面図<br>(1/200以上)   | 縮尺、はり高、各部の長さ及び傾斜部の勾配                             |
| 建<br>築<br>物      | 各階平面図<br>(1/200以上) | 縮尺、方位、間取り、用途及びその延床面積並びに駐車施設内外の車路及びその幅員           |
|                  | 配置図<br>(1/200以上)   | 縮尺、方位、敷地の境界線、位置並びに敷地が接する道路及びその幅員                 |

別図（第4条関係）

